

一般社団法人 長野県作業療法士会
ホームページ掲載に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は一般社団法人 長野県作業療法士会（以下、本会）のホームページへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする

(目的)

第2条 長野県民を始めとした国民に対して、作業療法（士）の活動を啓発すること

第3条 本会会員の臨床活動・職能活動・研修活動に資する情報を発信すること

(掲載の基準)

第4条 掲載の対象は本会に掲載の依頼があった以下の研修会・学会・イベント等とする

- ① 本会が主催、共催、後援、協賛する研修会・学会・イベント等
- ② 日本作業療法士協会、他県作業療法士会が主催、共催、後援する研修会・学会・イベント等
- ③ その他の団体（PT、ST など関連職能団体）が主催する学会・イベント・公開講座等、一度許可が出た主催団体の学会等
- ④ 作業療法の啓発活動に関するイベント
- ⑤ その他本規程の掲載目的を満たすと判断したもの
- ⑥ 長野県内の作業療法士に関する求人情報

第5条 掲載の条件

(1) 掲載の条件は以下のいずれかを満たすものとする

- ① 本会及び会員にとって有益な情報であること
- ② 研修会・学会等の場合、作業療法の専門的知識及び技術向上に関わるものであること
- ③ 公益性が高く、会員を含め県民に普及・啓発できるものであること
- ④ 研修会等の開催日または参加申し込み期限より1か月以上前であること

(2) 以下に記すものに該当する場合は掲載を行わない

- ① 営利目的のもの
- ② 人権侵害、差別、名誉毀損、営業妨害となる恐れがあるもの
- ③ 政治的活動または宗教的活動に関するもの
- ④ その他本会が掲載するに不適切と判断したもの

(掲載の費用)

第6条 掲載の費用は無料とする

(掲載手続)

第7条 申請の際は当会ホームページ、下部にある各掲載依頼のフォームに必要事項を明記し申請すること

第8条 掲載する資料・案内文・チラシ・申し込み等は申請者が作成し添付すること

(掲載期間)

第9条 掲載期間は研修会・学会・イベント等の終了までとし、速やかに削除するものとする。求人情報は掲載から3か月で一度削除する

(掲載内容の責任の所在)

第10条 掲載された内容についての一切の責任は申請者が負うものとし、掲載により第三者に損害を与えた場合は申請者の責任及び負担において解決するものとする

(掲載の判断)

第11条 掲載の可否の判断は、申請内容を基に事務局及び広報部が行う

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、本会の理事会の決議をもって行う

(附則)

この規定は、令和6年4月1日より施行する